3回

令和3年第

総会

3月

白井市農業委員会会議録

令和3年3月9日 開会 令和3年3月9日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和3年3月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長 笠 井 行 雄

会長代理 中村教雄

- 1 番 伊藤 治
- 2 番 岩 井 聡 明
- 3 番 今 井 幹 代
- 4 番 芦田恵子
- 5番山﨑正司
- 6番山崎雅巳
- 7 番 海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

- 1. 齊藤和博
- 2. 小 松 隆 夫
- 3. 小 林 幸 子
- 4. 押 田 勝 巳
- 5. 海 老 原 菊 夫
- 6. 髙 宮 正 明
- 7. 中 嶋 健 次
- 8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第2号 令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 特定農地貸付けの承認申請について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他
 - 4月の事前審査会、総会の日程について
 - ・申請受付締め切り 3月24日水曜日
 - 事前審査会(案)4月 2日金曜日

第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室1

·総 会(案) 4月 8日木曜日

午後4時00分から 東庁舎1階会議室101

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年3月定例総会に出席いただきまして、大変御苦 労さまでございます。

新型コロナウイルスの影響で、緊急事態宣言、3月7日から3月21日まで2週間の延長となりました。

ワクチンの接種につきましても、大分遅れているようで、いつになったら接種できるのかなと心配するところでございます。

気温のほうも大分、暖かくなったり寒くなったり、健康管理には十分気をつけてい ただきたいと思います。

ここで梨の剪定作業のほうも追い込みに入っているかと思いますので、今後の作業 等頑張っていただきたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席

委員が過半数に達したため、これより令和3年3月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、今井幹代委員、4番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番でございますけれども、根字北口の3筆で、地目、現況ともに田となっております。

地積は、3筆の合計で2030.61平方メートルです。

権利者及び義務者は資料に記載のとおりで、申請事由につきましては資材置き場、 駐車場への転用を伴う所有権移転となっております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。 芦田恵子委員、お願いします。

芦田恵子委員 1班班長の芦田です。

議案第1号1番について、5条申請に係る調査報告をいたします。

審査資料1番をごらんください。

当日の出席者は、権利者本人、義務者本人が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所から北西へ約1.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、近くに小学校、中学校があり、住宅地のそばにある農地でありますので、第二種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、自動車、建設機械の輸出入、販売をしています。

現在、市内で2か所借りていますが手狭になり、その資材置き場、駐車場として1 か所にまとめることで営業効率がよくなるので、利用したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置き場、駐車場ということですが、申請面積

は2030.61平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。 資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手するものと思われます。 周辺農地への支障はありません。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われます。以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いします。

押田勝巳委員 最適化推進委員の押田です。

先日、権利者と義務者に会ってお話を聞きました。

この申請地は、今まで耕作放棄地状態で、これは昔田んぼだったんですけれども、 客土をして畑にしたらしいんだけれども、義務者の親の代に、人に貸して建物を建て たりしたらしいんですけれども、壊すよう頼んだけれども全然やってくれなくてとい うことで、ここで建物は解体して申請って、それはたしか始末書が入っている感じで す。

義務者も、子供が勤めに出ており、管理が全然できないという状態だったそうです。 この話が来たのが、共通の知り合いが近くにいまして、貸してくれということで話 がありまして、義務者もいい頃合いじゃないかと思って、売るというようなことに出 たと。

以上です。

笠 井 会 長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者举手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

議案第2号 令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり令和2年 度第11次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので提出いたします。

令和3年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料の3ページにつきましては、市長から農業委員会宛ての協議文となっております。

続いて、4ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の一覧表となっております。

まず利用権を設定する農用地につきましては、1番については、清戸字大崎の1筆で、地目は田です。

利用権設定面積は、1,256平方メートルです。

設定する利用権は使用貸借権で、内容は水稲です。

期間については、3年となっております。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、そして経営面積については記載のとおりで、継続となっております。

2番については、利用権を設定する農用地については、木字野口下の1筆で、地目は田です。

利用権設定面積は1,404平方メートルです。

設定する利用権は賃貸借権で、内容は水稲です。

期間は3年。

賃料及び支払い方法は記載のとおりです。

利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者、経営面積については記載のとおりで、継続となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和2年度第11次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第3号 特定農地貸付けの承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

議案第3号 特定農地貸付けの承認申請について。

下記のとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項 (特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項)の規定 に基づき、特定農地貸付けについて承認申請がありましたので、提出いたします。

令和3年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

下の表を御覧いただきたいと思います。

復字台山の1筆で、地目、現況ともに畑でございます。

地籍は2,924平方メートルで、申請人は記載のとおりでございます。

申請事由は、市民農園開設のためとなっております。

この特定農地というところでございますけれども、これは住民等への趣味的な利用を目的とした農地というような定義になっておりまして、この法律に関しては、平成17年に特定農地貸付法が改正されまして、地方公共団体と農業以外の者による市民農園の開設が可能となったものです。

特定農地貸付けを行おうとする者については、その特定農地貸付けについて、申請 書に貸付規程等を添えて特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会に 提出をして承認を求めることができるという規定になっているものでございます。

今回は、この1件が、今お話ししたような内容での申請が上がってきたということでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

特定農地貸付けの承認申請については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当委員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

芦田委員。

芦田恵子委員 農業委員の芦田です。

この市民農園の件なのですが、事務局にお尋ねしたいのですが、ここを実際作っている方から相談を受けたのですが、これは9月いっぱいまでという限定付きなのだそうです。

そうなると、作付できるものは夏野菜しかないし、今後どうしたらいいか考えてくれないかと言われたのですけれども。

今かなりの方が作っていらっしゃると思うのですが、何かその点で相談を受けたりとか、今後のこととか何か対策とかありましたら、お答えできたらお願いしたいです。

笠井会長 事務局。

事 務 局 私のほうも、産業振興課のほうから申請を受け取りまして、9月までという内容 は伺っていなかったもので、そのお話を産業振興課が間に入っておりますので、そ ちらのほうに伝えまして、対策を打つようにお伝えしたいと思います。

芦田恵子委員 よろしくお願いします。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

伊藤委員。

伊藤 治委員 農業委員の伊藤です。

市民農園は始められると、交通とか駐車場関係のことが問題になられていると思うのですけれども、そちらのほうは何ら問題ないのでしょうか。

笠井会長 事務局。

事 務 局 昨年も芦田委員から御指摘ありまして、車を止める人が多いということで、その 辺は間に入っている業者がおりまして、そちらのほうには注意するようにというこ とで、産業振興課を通じまして指導しております。

ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号特定農地貸付けの承認申請について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠 井 会 長 賛成全員です。

議案第3号 特定農地貸付けの承認申請について、承認することに可決します。 次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局の岡田です。

報告6ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専 決処分したので、これを報告します。

令和3年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

専決処分書につきましては、7ページから10ページまでとなっております。

それでは、7ページをお開きください。

まず、①といたしまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出が、今回は3件となっております。

それから、10ページをお開きください。

②で農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出が2件となっているものでございます。

続いて、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和3年3月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

今回は、第6項の合意解約については、6件となっているものでございます。

資料に関しては、13ページまでがこの報告第2号の案件となっています。

こちらの農地法第18条第6項というところについて簡単に御説明をいたしますが、 農地の賃貸借について、解約の申し入れですとか合意解約等をする場合は、知事の許 可を受けなければならないことになっております。

合意解約により、引き渡し期限の6か月以内に成立した合意解約で、書面で明らかになっている場合は、この知事の許可を受けなくても、農業委員会にその旨を通知することでよいということになっておりまして、このたび、この6件の方々の合意解約ということでの通知があったものです。

続きまして、表紙の次第を御覧いただきたいと思います。

4番の(2)のところになります。

4月の事前審査会と総会の日程について申し上げます。

申請受付の締切りは、3月24日水曜日。

事前審査会については、4月2日金曜日を予定しております。

担当は第2班で、午前9時から、こちらの会議室で開催をいたします。

総会につきましては、4月8日木曜日午後4時から、東庁舎の1階会議室101ということになっております。

総会の4月8日だけが会議室の場所が変わってまいります。

今、申告の受付をしている部屋、皆さんお分かりになっておりますでしょうか。 そちらが今回の総会の会場ということになっておりますので、お間違えのないよう にお願いしたいと思います。

事務局からは以上です。

笠 井 会 長 本日の議案については全て終わりました。 慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人